

大和市告示第54号

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱（平成21年大和市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「恐れ」を「おそれ」に、「の安全を確保し、自立を支援するため」を「に対し」に、「ついて、必要な事項を定める」を「より、被害者等の安全を確保し、自立を支援することを目的とする」に改める。

第7条中「大和保健福祉事務所」を「厚木保健福祉事務所大和センター」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。